（連合会へ支払うべき額の相殺）

第十九条　会員市町村が法第四十五条第五項の規定により連合会に対して療養の給付に関する費用の支払に関する事務を委託している場合において、保険医療機関等からの療養の給付に関する費用の請求に対する支払に充てるための費用として連合会に支払うべき額があるときは、当該会員市町村は、連合会との契約により、各年度毎に、当該支払うべき額及び当該年度の法第八十一条の二第一項各号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の額と当該年度の同条第一項の規定による交付金の額とを相殺することができる。

附則第三条中「第六条の二まで」を「第六条の三まで、第十七条及び第十八条」に改め、同条の表に次のように加える。

第六条の三	第四条の四第一項各号に掲げる被保険者	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項各号に掲げる一般被保険者
第六条の三の表の上欄	第四条の四第一項第一号及び第二号の被保険者の総数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第一号及び第二号の一般被保険者の総数
	第四条の四第一項第一号イの被保険者の数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第一号イの一般被保険者の数
	第四条の四第一項第一号ロの被保険者の数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第一号ロの一般被保険者の数
	第四条の四第一項第二号イの被保険者の数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第二号イの一般被保険者の数
	第四条の四第一項第二号ロの被保険者の数	附則第四条の規定により読み替えられた同令第四条の四第一項第二号ロの一般被保険者の数
第六条の三の表の下欄	当該年度における各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数	当該年度における各月末における一般被保険者の数の合計数を十二で除して得た数
第十七条の見出し	第十二条第一項第一号	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十二条第一項第一号
第十七条	第十二条第一項第一号	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十二条第一項第一号
	被保険者	一般被保険者
第十八条の見出し	第十四条第二号ロ	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十四条第二号ロ
第十八条	第十四条第二号ロ	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十四条第二号ロ
	被保険者	一般被保険者
	第五条第一項第一号ロ	附則第二条の規定により読み替えられた同令第五条第一項第一号ロ

附則中第五条から第八条までを削る。

附則第九条第一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に、「附則第九条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第十条第一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に、「附則第十条第一項」を「附則第六条第一項」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第十一条第一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に改め、同条を附則第七条とする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第一号から第四号まで、第三十七条の三第二項及び第三項並びに第三十七条の四の規定に基づき、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令

（趣旨）

第一条　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為（以下「特定行為」という。）及び同項第四号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。

（特定行為）

第二条　法第三十七条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める行為は、別表第一に掲げる行為とする。

（手順書）

第三条　法第三十七条の二第二項第二号に規定する手順書（次項第三号、第五条第一号及び別表第四において「手順書」という。）は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成するものとする。

2　法第三十七条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲

二　診療の補助の内容

三　当該手順書に係る特定行為の対象となる患者

四　特定行為を行うときに確認すべき事項

五　医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制

六　特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

（特定行為区分）

第四条　法第三十七条の二第二項第三号に規定する特定行為区分（以下「特定行為区分」という。）は、別表第二のとおりとする。

（特定行為研修の基準）

第五条　法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次に掲げる研修により構成されるものであること。

イ　共通科目（看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修をいう。次号、第十六条第一項及び別表第三において同じ。）